

(案)

男女共同参画に関する市民意識調査

あなたご自身についてお伺いします。

【問1】 あなたの性別をお伺いします。

(あてはまる番号を1つ選択)

女性	1
男性	2
その他	3
回答しない	4

【問2】 あなたの年齢をお伺いします。

(あてはまる番号を1つ選択)

18～19歳	1
20～29歳	2
30～39歳	3
40～49歳	4
50～59歳	5
60～69歳	6
70～79歳	7
80歳以上	8

男女平等に関する意識についてお伺いします。

【問3】 あなたは、社会全体の中で、男女の地位は平等になっていると思いますか。

(あてはまる番号を1つ選択)

男性の方が優遇されている	1
どちらかといえば男性の方が優遇されている	2
平等になっている	3
どちらかといえば女性の方が優遇されている	4
女性の方が優遇されている	5

【問4】 あなたは、家庭生活の中で、男女の地位は平等になっていると思いますか。

(あてはまる番号を1つ選択)

男性の方が優遇されている	1
どちらかといえば男性の方が優遇されている	2
平等になっている	3
どちらかといえば女性の方が優遇されている	4
女性の方が優遇されている	5

【問5】 あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。

(あてはまる番号を1つ選択)

賛成	1
どちらかと言えば賛成	2
どちらかと言えば反対	3
反対	4
わからない(どちらとも言えない)	5

男女の就業・働き方についてお伺いします。

- 【問6】 現在、就業している方に伺います。それ以外の方は、問8へお進みください。
あなたの職場では、待遇の面で男女間に差があると思いますか。

(あてはまる番号を1つ選択)

ある	1
ない	2

- 【問7】 問6で「1.ある」と回答した方にお伺いします。どういう面で差があると思いますか。

(あてはまる番号をすべて選択)

採用条件	1
仕事の内容	2
賃金	3
昇進・昇格	4
評価	5
定年・退職・解雇	6
研修・教育訓練の機会や内容	7
その他()	8

- 【問8】 育児を行うために、法律に基づき育児休業を取得できる制度があります。
この制度を活用して、男性が育児休業を取得することについて、あなたはどのように思いますか。

(あてはまる番号を1つ選択)

積極的に取得した方がよい	1
どちらかといえば取得した方がよい	2
どちらかといえば取得しない方がよい	3
取得しない方がよい	4
わからない(どちらとも言えない)	5

配偶者などからの暴力(ドメスティック・バイオレンス)についてお伺いします。

【問9】 これまでに配偶者や交際相手がいた方にお伺いします。それ以外の方は、問12へお進みください。あなたはこれまでに、配偶者(事実婚や別居中、離婚後も含む)や交際相手から、次のような行為をされたことがありますか。

身体的な暴力	なぐる。ける。腕をつかむ。髪を引っ張る。物を投げつけるなど。
精神的な暴力	大声でどなる。バカにする。交友関係を制限する。無視をする。行動を監視するなど。
性的な暴力	性行為を強要する。避妊に協力しない。嫌がっているのに裸を撮影するなど。
経済的な暴力	外で働かせない。仕事を辞めさせる。生活費を渡さない。貯金を勝手に使うなど。

(あてはまる番号を1つ選択)

ある	1
ない	2

【問10】 問9で「1.ある」と回答した方にお伺いします。それ以外の方は、問12へお進みください。あなたは、相手から受けた行為について、誰かに相談しましたか。

(あてはまる番号を1つ選択)

相談した	1
相談できなかった	2
相談しようとは思わなかった	3

【問11】 問10で「2.相談できなかった」、「3.相談しようとは思わなかった」と回答した方にお伺いします。それ以外の方は、問12へお進みください。

あなたが、誰(どこ)にも相談できなかった理由を教えてください。

(あてはまる番号をすべて選択)

誰(どこ)に相談してよいかわからなかったから	1
恥ずかしくて誰にも言えなかったから	2
世間体が悪いと思ったから	3
相談しても無駄だと思ったから	4
他人を巻き込みたくなかったから	5
自分に悪いところがあると思ったから	6
相談するほどではないと思ったから	7
思い出したくないから	8
自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていけると思ったから	9
相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから	10
相談窓口の担当者の言動により、不快な思いをすと思ったから	11
その他()	12

悩み相談窓口について

【問12】 もし、あなたが抱える悩みを市役所へ相談する場合、どのような方法や場所で相談したいですか。

(あてはまる番号をすべて選択)

電話	1
メール	2
SNSやLINEなどのメッセージ・チャット機能を使用した相談	3
ZoomやMicrosoftTeamsなどを使用したオンライン相談	4
市役所の相談窓口(対面)	5
自宅に相談員が訪問する	6
気軽に立ち寄れる場所で直接会って相談	7
相談をしたいと思わない	8
その他()	9

【問13】 もし、あなたが抱える悩みを市役所へ相談する場合、どのようなことに配慮をしてほしいと思いますか。

(あてはまる番号をすべて選択)

24時間いつでも相談ができる	1
通話料が無料で相談できる	2
匿名で相談ができる	3
弁護士やカウンセラーなど専門の相談員がいる	4
自分と同性の相談員がいる	5
相談内容により、市役所内で情報の連携が行われる	6
相談したり支援を受けたりしたいと思わない	7
その他()	8

男女共同参画に関する言葉についてお伺いします。

【問14】 あなたは、「男女共同参画社会」という言葉をご存知ですか。

(あてはまる番号を1つ選択)

内容まで詳しく知っている	1
おおよそ知っている	2
言葉は聞いたことがある	3
知らない	4

【問15】 あなたは、「デートDV」という言葉をご存知ですか。

(あてはまる番号を1つ選択)

内容まで詳しく知っている	1
おおよそ知っている	2
言葉は聞いたことがある	3
知らない	4

【問16】 あなたは、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)」をご存じですか。

(あてはまる番号を1つ選択)

内容まで詳しく知っている	1
おおよそ知っている	2
言葉は聞いたことがある	3
知らない	4

その他

【問17】 久喜市では、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策を実施しています。ご意見やご要望等をご記入ください。

アンケートは以上で終了です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

用語解説

◇ドメスティック・バイオレンス(DV)
配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などがある。
◇男女共同参画社会
男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会の分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会のこと。
◇デートDV
若年層(中学生、高校生や大学生など)や婚姻関係にない間柄において、交際相手から振るわれる暴力のこと。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などがある。
◇困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)
「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」を目的に、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現を目指して、令和6年4月に施行された法律。

無料相談窓口～ひとりで悩まず、誰かに相談してみませんか～

◆With You さいたま 電話相談

年齢・性別(性自認)・相談内容を限定せず、ご相談をお受けしています。
ご相談は匿名でお受けします。適切な情報提供ができるよう「年代」と「お住いの市町村」をお聞きます。
ご相談内容により、より適切な機関への相談をお勧めする場合があります。

相談時間	月～水、金、土曜日	9時30分から20時30分
	日曜、祝日・休日	9時30分から17時00分
	※木曜日、年末年始を除く	
相談専用電話	さまざまな悩み相談	:048-600-3800
	DVに関する相談	:048-600-3700

◆With You さいたま 専門相談

●法律相談

DVや離婚など、夫婦関係に関する法的助言が必要な女性のための、女性弁護士による無料法律相談です。
・実施日時(面接・予約制):月2回(各回3枠・平日日中1回、平日夜間1回)

●カウンセリング

性暴力被害、DV被害又は家族等からの暴力被害を受けた女性を対象の女性臨床心理士・公認心理師による無料カウンセリングです。
・実施日時(面接・予約制):月1回(各最大4枠・平日日中)
相談内容によって、048-600-3800(さまざまな悩み相談)又は048-600-3700(DVに関する相談)へお電話ください。

◆久喜市の相談窓口

専門相談窓口ではありませんが、ご相談をお受けしています。
・人権相談・女性相談
・女性の悩み(カウンセリング)相談
詳しくはお問合せください。 0480-22-1111(人権推進課)

～8ページ目は切り離してお持ち帰りいただけます～